

子育て家庭等の経済的負担軽減について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

子どもの医療費助成については、ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化するとともに、医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃していただきたい。

また、国民健康保険の保険料均等割については、年齢や所得に関係なく被扶養者も含め一律に定額が賦課されることから、子育て世帯の負担が大きくなっている。子どもの均等割軽減制度を創設し、国において適切な財源措置を講じていただきたい。

子育て家庭の負担軽減のため、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化制度について、幼児の誰もが教育・保育を享受できるように、食材費に対する負担軽減策を一層拡充するとともに、全ての0～2歳児についての無償化を実現していただきたい。

【現状・課題等】

■喫緊の課題である少子化・人口減少を克服するため、厳しい地方財政の下、全都道府県が、国に代わって子どもの医療費助成に取り組まざるを得ず、既に全市町村で単独事業として実施している。

▶ 全国の医療費助成実施状況（厚生労働省子ども家庭局調べH 31.4.1現在）

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体		全都道府県	
	小学校就学前を対象にしている団体		29道府県	
	小学生以上の学年も対象にしている団体		18都府県	
市町村	子どもの医療費助成を実施している団体		全市町村	
	小学校就学前を対象にしている団体	入院	1,741	(100.0)
		通院	1,741	(100.0)
	小学生まで対象にしている団体	入院	1,735	(99.7)
		通院	1,675	(96.2)
中学生まで対象にしている団体	入院	1,686	(96.8)	
	通院	1,585	(91.0)	

■減額調整措置は、子どもの医療費助成に加え、重度心身障害児(者)、ひとり親家庭等、社会的弱者など、地方自治体の意欲的・自発的な取組を阻害している。

■国民健康保険料＝所得割＋均等割(被保険者数×定額)＋平等割(世帯当たり定額)

→均等割は、人数に応じて金額が増えるため、子どもが多い世帯ほど負担が大きい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 医療保険政策課(075-414-4576) こども・青少年総合対策室(075-414-4591)
---------------	---

【京都府の取組】

■京都府の子どもの医療費助成の状況（令和 2 年度予算 2,365,450 千円）

	京都府の取組	国の制度
対象年齢	中学校卒業まで	制度無し
自己負担 の上限額	(入院)200 円/月・医療機関 (通院)3 歳未満：200 円/月・医療機関 3 歳以上：月 1,500 円	

■府内市町村における減額調整措置の影響額（平成 30 年度府集計による概数）

就学前分は改善されたものの、依然として影響は大きい。

	(億円)
子どもの医療費助成	0.4
ひとり親家庭の医療費助成	1.2
障害児(者)の医療費助成	6.0
高齢者の医療費助成	0.9
計	8.5

■第 3 子以降保育料無償化事業のうち副食費支援分（令和 2 年度予算 22,330 千円）

保育所、認定こども園に通う対象世帯への副食費補助事業を実施する市町村に対する支援

(実施主体：市町村、補助上限：4,500 円/人当たり・月、負担割合：府 1 / 4)

	補 助 要 件
年齢による 対象世帯	18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯
所得による 対象世帯	保育所：市町村民税所得割課税額 169,000 円未満 (推定年収約 640 万円まで)

※ 2 号認定子どもについて、主食費と同様に副食費も原則保護者負担とされたことにより、これまで府の第 3 子以降保育料無償化事業によって保育料が無償とされていた世帯に新たに負担が生じることとなったため、令和元年度から副食費支援事業を開始